

指導行政のポイント

教育委員会の活性化策

菱村 幸彦

前号で、地方教育行政法の一部改正法案を取り上げ、問題教員への対応に新たな途が開かれることを解説した。この法案は、ほかに教育委員会の活性化等について新たな規定を盛り込んでいる。今回は、その概要を紹介しよう。

教育委員に父母の代表も

一部改正法案が教育委員会の活性化策として掲げているのは、次の4点だ。

第1は、委員構成のバランスである。法案は「委員の任命に当っては、委員の年齢、性別、職業等を勘案し、委員の構成が著しく偏ることのないように配慮するとともに、委員のうちに保護者が含まれるように努めなければならない」（第4条4項）とする規定を新設している。

地方教育制度のあり方について提言した中教審答申（平成10年9月）は、「地域住民の教育行政に対する関心・要望が多様化しているという状況を考慮して、幅広い分野の人材から教育委員会が構成されるようにすることが必要」と指摘した。今回の改正法案は、この提言を踏まえ、教育委員会に父母や住民の意向をよりの確に反映できるよう、委員構成のバランスを求めている。

教育委員会会議の公開

第2は、会議の公開である。法案は「教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」（第13条6項）という規定を設けている。

この点についても、中教審答申は「教育委員会会議の公開・傍聴を推進する」と提言しており、その提言に沿った法改正だ。教育委員会の公開により、

父母や地域住民が教育行政に参画することを促進しようというわけだ。

ただし、教員人事に関する案件や児童・生徒のプライバシーにかかわる案件などの扱いは慎重でなければならない。で、法案は、出席委員の3分の2以上の議決により非公開を可能としている。

行政相談の窓口を明示

第3は、相談窓口の明示である。法案は「教育委員会は、事務局の職員のうち所管事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定し、これを公表するものとする」（第19条8項）と定められている。教育行政に関する地域住民の意見に一層的確に対応していくため、相談窓口を明示して相談体制を整備しようというわけだ。

第4は、校長の意見反映の強化である。法案は、「市町村教育委員会は、次条の規定による校長の意見の申出があった県費負担教職員について第1項の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする」（第38条3項）と定めている。

校長には所属教職員の人事に関して意見具申権が認められているが、意見具申が人事にどう反映されるのか必ずしも明確でないという指摘が強い。改正法案は、市町村教委の内申に校長の意見を添付することにより、校長の意見をより強く反映するシステムにしようというわけだ。

（ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員）

...本紙は、全国の教育委員会等を対象に月2回発行しています（購読料は不要）。本紙が不要の場合は、無料FAX 0120-462-488にてご連絡ください。以後の配信はいたしません。研修会等で本紙を複写して使用される場合は、無断コピー禁止の表示にかかわらず可いたします。おおいにご活用ください。

本紙はホームページでも閲覧できます

新刊・近刊研修図書 好評発売中！

菱村幸彦 編 定価2,310円

教委・管理職の具体的対応策を提示！

八尾坂修編 定価2,100円 5月19日刊

『新・学校管理規則の読み方』 『「指導力不足教員」読本』